

## 第121回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

|                |  |
|----------------|--|
| 開催日時           | 平成 29 年 6 月 21 日（水） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 17 分   |
| 開催場所           | 八王子市役所 本庁舎 議会棟 4 階 第 3・4 委員会室  |
| 出席者氏名<br>（審議会） | 橋本基弘会長、水野義嗣副会長、池水大委員、岡島政吉委員、加藤隆之委員、上條弘次委員、近藤わかな委員、竹原佳津枝委員、土門洋介委員、宮内宏委員、村上康二郎委員、山本法史委員、   |
| 出席者氏名<br>（事務局） | 成田俊雄総務課課長、高山公男同課主査、野間口寛同課主任、西本竜敏同課主事、高杉尚代同課主事  |
| 出席者氏名<br>（説明者） | 石井正光都市緑化フェア推進室主幹、柏田恆希同室課長補佐兼主査、菅野匡彦保険年金課課長、白鳥充男同課主査、市川厚夫成人健診課課長、北野領同課課長補佐兼主査   |
| 欠席者氏名          | 鬼島委員、廣元委員  |
| 議 題            | <p>(1) 審議事項</p> <p>ア 「第 3 4 回全国都市緑化はちおうじフェア」会場における防犯カメラについて</p> <p>イ 保健事業の実施における個人情報の取扱いについて</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>ア 平成 2 8 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>イ 委託業務に係る個人情報の提供状況について</p> <p>ウ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について</p> <p>エ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>(3) その他</p> |
| 公開・非公開の別       | 公開。ただし、(1) のア、(2) のイは非公開   |
| 傍聴者の数          | なし   |
| 配布資料           | <p>1 第 121 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第</p> <p>2 審議事項アの資料</p> <p>3 審議事項イの資料</p>   |

|  |            |
|--|------------|
|  | 4 報告事項アの資料 |
|  | 5 報告事項イの資料 |
|  | 6 報告事項ウの資料 |
|  | 7 報告事項エの資料 |

【橋本会長】 それでは、委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。しかもこんな悪天候の中、お出ましいただきましてありがとうございます。

只今から、121回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

最初に、前回の審議会で、委員が改選になりましたけれども、今回初めて出席をされる委員の方がお二人いらっしゃいますので、一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

まず、〇〇委員から一言お願いいたします。

【〇〇委員】 皆さん、こんにちは。

連合東京南多摩地区協議会から参りました、事務局長をしております〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【橋本会長】 よろしくお願ひいたします。続いて〇〇委員、一言お願ひいたします。

【〇〇委員】 東京工科大学准教授の〇〇です。

専門は情報法ですが、特にプライバシーとか個人情報保護を専門に研究をしています。多分そういう関係でお声がかかったのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

【橋本会長】 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、事務局に人事異動があったということでございますので、事務局から御報告をお願ひいたします。

【成田課長】 皆さんこんにちは。

4月より総務課長になりました成田と申します。よろしくお願ひします。

皆様方には、情報公開及び個人情報保護についての審議をお願いしておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【高山主査】 事務局から1点御報告がございます。前回の審議会まで、福田委員が委員として就任していただいておりますが、町会自治会の関係で交代がありまして、廣元委員という方が御就任されます。

本日、御都合により欠席されておりますが、次回より出席されると思ひますのでよろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

本日は、廣元委員のほかに、鬼島委員から欠席の御連絡いただいております。

計12名の委員が出席をされておりますので、定足数を満たしております。従いまして、この会議は適法に成立しているということになります。

審議会は原則公開ということになっておりますが、本日の審議事項ア、それから報告事項のイにつきましては、附属機関及び懇談会等に関する指針によりまして、非公開事項と定められております。

非公開事項と定められている行政運営及び個人情報等に関する案件でございますので、非公開といたします。

なお、これらの審議を除きまして、申請がございましたら傍聴を許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

はい、ありがとうございます。

それでは審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をいたします。

会議録署名員は名簿順としておりますので、本日は土門委員ということになります。よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして審議事項に入りたいと思います。

審議事項のア、「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」会場における防犯カメラについて」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

引き続きまして、諮問第137号に移りたいと思います。それでは、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第137号の実施機関入室〕

【橋本会長】 これから第137号の審議に入りたいと思います。

審議に先立ちまして、諮問の要旨についての説明、事務局からお願いいたします。

【高山主査】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項イ「保健事業の実施における個人情報の取扱いについて」です。

本諮問につきましては、個人情報保護条例第12条の規定に基づきまして審議をお願いするものとしております。

まず、条例第7条の個人情報の収集の規定でございますが、個人情報を収集する際には、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確にすることとしております。

また、条例第12条に基づきまして、目的の範囲を超えた個人情報を利用することは原則禁止しております。しかしながら、行政の業務上、他の業務との連携を図り進めていくものや、個人情報を利用することで市民サービスにつながるものなど、目的外での利用が必要になる場合がございます。

このため、条例第12条におきまして、本人の同意があるとき又は法令等に定めがあるときなど、目的外での利用が許される例外規定がございます。

また、条例第11条第2項の例外規定である第5号には、実施機関が審議会の意見を聞いて公益上必要であると認めたときと規定しておりまして、本審議会に意見をお聴きし、答申をもって目的外利用ができるものとしております。

さらに、同条第3号には、目的外利用等をしたときは速やかにその旨を本人に通知しなければならないと規定しており、この本人への通知も例外規定といたしまして、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めたときは、この限りでないと定めております。

以上の条例第12条に規定する目的外利用及び本人通知の省略につきまして、御審議をお願いするものでございます。

本件につきましては、実施機関であります諮問担当課が医療保険部成人健診課及び保険年金課ですので、両課の職員が同席しております。

諮問内容等詳細につきましては、医療保険部成人健診課及び保険年金課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。それでは、引き続きまして実施機関の方から御説明をお願いいたします。

**【市川課長】** 医療保険部成人健診課長の市川と申します。よろしくお願ひいたします。職員の紹介をさせていただきます。

医療保険部成人健診課課長補佐の北野です。医療保険部保険年金課長の菅野です。

**【菅野課長】** 保険年金課長菅野です。どうぞよろしくお願ひします。

**【市川課長】** 次に、保険年金課担当主査の白鳥です。

【白鳥主査】 白鳥でございます。よろしく申し上げます。

【市川課長】 それでは、着座のままで失礼させていただいて、国民健康保険の保健事業の実施における個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について、諮問文に沿って御説明申し上げます。

諮問文を御覧ください。

1の個人情報の目的外利用です。（1）の個人情報を取り扱う事務の主管課は福祉部介護保険課です。

（2）の個人情報を取り扱う事務の名称ですが、国民健康保険の保健事業事務です。

（3）の個人情報の提供を受ける課ですが、医療保険部成人健診課及び保険年金課です。

続きまして、（4）の目的外利用の対象者及び対象となる個人情報の項目です。対象者は40歳以上74歳以下の八王子市国民健康保険被保険者、対象となる個人情報の項目は介護情報です。

具体的には別紙の、項目（別紙）と書かれた資料ですが、資料に記載のある項目で、要介護度や利用サービス情報などです。

次に、2の個人情報の目的外利用を行う理由ですが、その前に、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会、また国保データベースシステムについて御説明いたします。

国保データベースシステムについては、以下「KDBシステム」と略称でお話させていただきます。

国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会についてです。資料1を御覧ください。

まず、公益社団法人国民健康保険中央会です。国保中央会は、国民健康保険事業の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的として認可された公益社団法人で、全国47都道府県に設立されている公法人である国民健康保険団体連合会を会員として構成されております。

続きまして、国民健康保険団体連合会です。国保連合会は、国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するため、国民健康保険法に基づき設立する公法人で、各都道府県単位の設立されており、診療報酬の審査支払、介護保険制度の審査支払、特定健康診査、特定保健指導に関する事業などを行っております。

具体的な事業の流れについて御説明いたします。

参考、国保連合会事業フローを御覧ください。まず、保険診療でございます。上段中央にあります被保険者は、①保険者（八王子市の国保）に保険税を支払います。次に②保険医療

機関等で診療を受け、③一部負担金を支払います。④保険医療機関等は、国保連合会へ診療報酬を請求し、⑤国保連合会は審査済の請求書を保険者へ送付します。⑥保険者は請求金額を国保連合会へ支払い、⑦国保連合会は保険医療機関等へ診療報酬の支払いをします。

この業務を、保険者と国保連合会との審査支払委託契約により実施しております。

次に介護保険ですが、ただ今御説明いたしました保険診療と同様の枠組みです。

続きまして、特定健康診査についてです。八王子市医師会傘下の医療機関が健診を実施し、①受診結果が、電子媒体として八王子市に送られます。八王子市は、国保連合会へ②特定健康診査受診結果データを送信します。

次に、KDBシステムについて御説明いたします。資料2を御覧ください。

KDBシステムは、国保連合会が健診、保健指導、医療、介護の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステムです。KDBシステムでは、統計情報を利活用することにより、その地域の健康状況、特定健診、特定保健指導の実施状況や疾病別医療費、一人当たり医療費等を確認するとともに、他の地域の健康状況と比較することで自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題、健診受診率向上や生活習慣病予防、重症化予防等の明確化が可能となります。

また、個人の健康に関するデータを利活用することにより、適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者を判断し、個人に対する効果的、効率的な保健事業、糖尿病性腎症の重症化予防などの実施が可能となります。

つづきまして、資料中央のKDBシステムの関連図を御覧ください。

図中央、国保連合会は各種業務を通じて管理する健診、医療、介護情報から統計情報等を作成します。情報の突合、加工処理は、図向かって右側、国保中央会に委託して実施されております。

医療保険ネットワークは閉域ネットワークであり、国保連合会から国保中央会へ送信される情報は、情報暗号化、ファイル暗号化、二重の暗号化が行われます。

また国保中央会では、暗号化したままの状態でも各種処理を行い、処理結果は国保連合会にて暗号を解除します。

図向かって左側、保険者ネットワークも閉域ネットワークであり、保険者等がシステム利用をする際には、ユーザーIDやパスワード認証など、個人情報保護に配慮したアクセス権が設定されます。

以上のようにセキュリティ対策が講じられており、また国保中央会、国保連合会はともに

個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者であり、同法の規定による個人情報保護義務が課されているところです。

次に、KDBシステムが保有する情報です。

健診、保健指導情報につきましては健診結果や保健指導結果。医療情報につきましては傷病名、診療内容など。また、介護情報につきましては要介護状態区分や利用サービスなどです。

それでは、諮問文の方にお戻りください。

2の個人情報の目的外利用を行う理由ですが、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書、レセプトの電子化の進展、KDBシステムの整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用し、被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価を行うための基盤の整備が進んでおります。

特定健康診査、特定保健指導など、保険者が被保険者の健康の保持、増進等のために行う保健事業については、国民健康保険の保険者として、これまでも健診、保健指導やレセプトのデータ、各種統計資料を活用し、事業を実施してまいりました。

さらなる被保険者の健康保持、増進に努めるため、介護保険に関する情報も活用しながら、対象を一部に限定しないで集団全体へのアプローチをし、全体としてリスクを下げているという考え方に基づいた手法であるポピュレーションアプローチから、疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法のハイリスクアプローチである重症化予防まで、網羅的に進めていくことが必要となっているところです。

本市におきましては、国民健康保険事業については保険年金課と成人健診課が、介護保険事業については介護保険課が、それぞれの所管課として事業を運営しています。

今後は、KDBシステムを通じ、国民健康保険事業所管課において介護保険事業所管課が保有する要介護認定情報などの提供を受け、国保データに介護データを合わせた分析を行い、地域や個人の健康状態の特徴や問題を明確化することで効率的かつ効果的な保健事業を実施、評価します。

これにより、健康増進及び疾病の早期予防を図り、ひいては、健康寿命の延伸に資するものです。

次に、介護情報の活用による保健事業の具体的な内容について、御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチである重症化予防、介護予防の流

れの一例です。

介護状態に至るまでには、図の上段にあるように、不適切な生活習慣、生活習慣病予備軍、生活習慣病、重症化、生活機能の低下、要介護状態という過程があります。

生活習慣病予備軍や生活習慣病の状態を知るには健診、生活習慣病予備軍になりつつある状況や、生活習慣病を改善するために取り組むべき課題を明確化するためには特定保健指導、生活習慣病や重症化を医療の面からより詳細に分析するためにレセプトを活用します。

これらは、成人健診課と保険年金課が連携し分析します。

では、具体的な介護データの活用例ですが、資料4を御覧ください。

上段は、54歳で脳梗塞になり、55歳で要介護4になったA氏の健康データ、レセプト情報、介護データの経過イメージで、下段がA氏と同じような健診データをたどっている43歳の各データの経過イメージです。

血管障害を起こしている人は、ほとんどがA氏のような経過をたどっています。なぜ血管障害に注目するかといいますと、平成25年の国民生活基礎調査の65歳以上の要介護者等の性別で見た介護が必要となった主な原因において、最も多かったのが脳血管疾患だったからです。

また、平成27年3月の高齢者計画第6期介護保険事業計画策定に当たっての八王子市での実態調査において、介護、介助が必要となった主な原因でも、血管障害の一つである脳卒中が上位に入っております。

どのような経過で要介護状態になったのか分析することで、同じような経過をたどりつつある方に、例えば42歳で高中性脂肪となったとき、下段の方ですけれども、特定保健指導の利用を勧めるなど、対象者を絞った効果的なタイミングでのアプローチができます。

また、その状態を放置するとどのようなことになってしまうのか、具体的な事例を示すことができ、本人の行動変容を促し、結果として介護予防の効果も期待できます。

諮問文の方にお戻りください。

次に、3の本人通知の省略を行う理由です。本件個人情報の目的外利用について、通知を要する対象者が多数になると見込まれ、個別に通知することは困難です。

このため、本人通知について省略したいと考えているところです。

次に、4の個人情報の目的外利用を行う期間です。利用期間は、平成29年8月1日から保健事業を実施している間です。

次に、5の個人情報の保護措置です。個人情報の提供を受ける医療保険部成人健診課及び

保険年金課は、個人情報 を適正に管理するとともに、個人情報のルールを遵守し、利用目的以外での使用と外部提供を禁止すること及び不要となった個人情報を迅速かつ確実に廃棄することを遵守します。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 はい、ありがとうございました。それでは、事務局と実施機関から御説明いただきましたが、何か質問あるいは意見等ございませんでしょうか。

【〇〇委員】 初歩的なことで申しわけないのですが、今回目的外利用ということなので、もともとの利用目的が何で、こういうことをするから目的外利用なのだということを、いろいろ説明はあったのだらうと思うのですが、少し分かりづらいので、そこを少し簡単に、明確に説明していただけますか。

もともとの利用目的が何で、今回こういうことをしたいから目的外利用なのだということです。

【市川課長】 介護情報というのは、本来、介護保険事業のみに活用されるものなのですが、今回活用したい事業が国民健康保険の保健事業ということなので、事業をまたぐことになり、違う事業で活用するというので、目的外利用をすることになります。

【〇〇委員】 何か分かったような、分からないような。

【〇〇委員】 確認したいのですが、本来の取得目的は介護を行うため。今回の目的は、予防等の実施のためと、こういうふうに理解してよろしいですか。

【市川課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【〇〇委員】 なるほど、そういうふうに説明していただけると、何となく分かりました。

【市川課長】 すみません、説明がうまくいかず申しわけありません。

【〇〇委員】 よろしいですか。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇です。資料の4、データ活用の具体例がありますけれども、上の54歳A氏の情報を健康保健事業の方に提供して、分析をすることが前提ということだと思っておりますが、逆に介護データの方が、アプローチの際、A氏と同じ43歳の方のデータとしても使われるのか、あくまでも上の方の分析だけで使うのか、どちらの範囲でしょうか。

【市川課長】 あくまでもA氏の54歳、55歳で介護4になった方についてのデータの分析で使用するということです。

【〇〇委員】 では、特定保健指導とか、そういった形の方のデータとしては使われない。

【市川課長】 特定保健指導の対象は、同じような過程をたどっている方に対してなので、まだ介護になっていません。この先こんなことになってしまいますよという、お話の中で統計データのつか、概論的にお話をするということです。

【〇〇委員】 そこで確認なのですが、統計データのつか、項目として提供される性別とか年齢は必要だと思うのですが、氏名や被保険者番号まで提供する理由は何ですか。

【市川課長】 介護データの個人を紐づけするために、既に健診データとレセプトデータが成人健診課にありますけれども、そのデータを紐づけするために使用するということです。

【〇〇委員】 今の点、紐づける必要があるのか。逆に言えば、傾向分析であれば年齢、性別、要するに状況で、ビッグデータの必要性と同じで、個別名とか全然関係なく傾向だけの分析もできると思うのですが、あえて紐づけをする理由が逆に何かあるのでしょうか。

【菅野課長】 はい、紐づけですけども、おっしゃるとおり統計的に使うためには傾向分析するわけですけども、一つの過程は全部紐づけて集めないと、傾向分析にならないというところですよ。

【〇〇委員】 そういう意味なのですか。個別に指導するというか、個別に最終的にその情報を活用するというか、本人に指導したりするから必要なのではないのですか。

【菅野課長】 はい。それが必要な理由ですよ。

【〇〇委員】 そうですよ。統計としても利用するかもしれないけれども、その範囲では恐らく、先生がおっしゃったように必要ないと思うのですよね。

けれども、個別に実際指導しているからこそ、必要なのではないのですか。

【菅野課長】 そうですね、この場合ですと利用するデータはA氏55歳という一つ仮定を取っていますが、それを一人ではなく、多くの方がたどった経過を束ねて、統計的に傾向分析をいたしまして、それを実際に例えば43歳の方に、こういう傾向をたどった方が多いので、こういう行動を取った方がそうならないで済みますよというようなアプローチを行います。

【〇〇委員】 そういうふうにするのですか。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 全然分からなかったのですが、そうすると、例えば、特定の個人のAさんの情報を分析して、あなたこのままだとこうなる可能性ありますよという意味では使わないということですか。

【市川課長】 資料の例のAさんは、もう既に介護になられています。介護状態なので、その方はあくまでもそういう経過をたどってしまった。言い方に語弊があるかもしれませんが

が、実例ということになります。

【〇〇委員】 でも、段階が違ったりするではないですか。まだ1でしたら、次は4にならないようにとか。

【菅野課長】 はい、おっしゃる段階につきましては、高齢者いきいき課が介護予防事業を行います。介護度がより高くなることを避けるための予防事業として、既に高齢者いきいき課に介護予防事業というものが存在します。

私どもが御説明しておりますのは、40歳から始まりました、いわゆるメタボ健診と言われるものときの段階で、要介護の状態にならない、もっと前の段階でアプローチしようという、そういう事業でございます。

【〇〇委員】 そうすると、個人の紐づけは本当に必要なのですか。

【菅野課長】 はい。個人の紐づけは、あくまで複数、多くのそういう状況をたどって介護状態になられた方のデータを束ねることによって、統計的な傾向分析をしたデータを活用するということですので、御本人自身の介護データ、改善に使うわけではないですが、紐づけをしないとそういった分析ができないという考え方です。

【〇〇委員】 要は、介護のデータとその人がどういう治療とか経過をたどってきたデータが一緒になっていないから、まず一緒にするのを、第一歩としてあると、私はそういう理解をしたのですけど。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 そういうことでいいのですよね。

【菅野課長】 はい、そのとおりです。

【〇〇委員】 です。資料2について教えていただきたいのですが、話がありました突合処理をここでやっているわけですね。

ただ、個人識別情報は暗号化したまま動くということで、この突合は、具体的には何でどういうふうに突合しているのですか。

【菅野課長】 はい、突合につきましては、図でも分かるかと思いますが、八王子市単独でなく、全国の国民健康保険、また、介護保険を行っている、保険者のデータが、国保連合会というところに集まって、統計分析を…。

【〇〇委員】 そういうことを聞いているのではなくて、個人情報暗号化されているのに、なぜ突合ができるのかということを質問しています。

【菅野課長】 失礼しました。前提から話をしてしまったのですが、東京都の国保連合会

に行った時点では、まだ暗号化はされていないのです。

【〇〇委員】 あっ、そうなのですね。

【菅野課長】 はい、各医療機関から集まっていますデータ、レセプトの情報はそのまま流れています。それが国保中央会に行くときには完全に暗号化されて、一人ひとりに任意のIDのような暗号化されたIDが付いて、誰かということは全く分からない状態で、紐づけをした情報として統計をしたものが、また国保連合会に戻ってきます。

国保連合会では、その任意のIDが誰かということを承知していますので、もう一度元の状態に戻すことができる。私どもというよりは、こういう国としての仕組みで運用されています。

【〇〇委員】 私の理解でいうと、国保連合会で各個人に固有の番号を付けるということですかね。その番号を使って、国保中央会は紐づけを、複数データと突合を行うと。

分からないのは、暗号化しているとはいえ、個人識別情報、暗号化したものを国保中央会が取得するのはなぜですか。

これいらないのではないですか。

【菅野課長】 東京都だけでなく、この場合、47都道府県にある全部の情報を国保中央会に集めて、国として傾向分析とか地域分析をしているのですね。

【〇〇委員】 はい。

【菅野課長】 国保中央会においては、個人にアプローチする団体ではありませんので、あくまで傾向分析ができればいいということで取り扱っております。

【〇〇委員】 必ずしも理解できてないのですが、国保中央会はこれを使わないけれども、ほかでこれを使う組織なりがあるから、まとまったデータとしてはいつもこれを出していますよと、こういうことを言っているのですか。

国保中央会に使わない、必要ない、暗号化された個人識別情報がきているのですよね。

【菅野課長】 国保中央会そのものは使わない。そうです。そういう状況ですね。

【〇〇委員】 使わないですよ。だから国保中央会は使わないけれども、同じようにこれを受け取る何らかの組織が、それを使うところがあると、こういうふうに言っているのですか。

【菅野課長】 はい、そうですね。

例えば、厚生労働省等において、日本全国の統計情報として、このKDBシステムを活用しております。

【〇〇委員】 そうすると、これはKDBシステムの利用の一つの例を絵にしているものであって、提供される情報の利用組織は、このほかにもいろいろあるということをおっしゃっているのですか。

【菅野課長】 そうです。KDBは、国保データベースシステムですけれども、いわば国の統計情報システムとして活用されておりまして、我々が、森を見るか木を見るかという議論がありますが、自治体といたしましては、最終的に、その一人ひとりの木を見てどういうふうに指導するかを考えているわけですが、国においては、この国保データベースを取りまとめた統計情報を、国家戦略としてどういうふうに健康寿命を計っていくかということで、森を見るような形で統計情報を使います。

だから、国においては、統計情報として使いますので、個人情報とは全く必要ございません。紐づけとして国に渡すというようなことにはならないから、国保中央会では、全く個人で符号化する必要がないという。

【〇〇委員】 いや、国保中央会でそうだというのは理解しているつもりですが、国保連合会から、国の機関がどこか知りませんが、そういうところに、この介護情報を提供することがあるとおっしゃっているのだと私は理解しているのですが、そういう意味ですか。

この国保中央会以外の国の組織に介護情報が提供されることがあるのですかということを知っています。

【市川課長】 国保連合会から、例えば厚労省に提供される。また、国保連合会から国保中央会という経路ではなくて、国保連合会から違う経路があるかという御質問ですか。

【〇〇委員】 そういうことです。

【市川課長】 それはありません。

【〇〇委員】 ないと言い切れるのですか。

【〇〇委員】 国保中央会ではある。

【〇〇委員】 暗号化しているから、そもそも個人情報ではなくなるのですよね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 なくなる？いや、暗号化しても個人情報ですよ。個人情報ではなくならないというのが法律見解だと理解しているのですけど。

厚生労働省等に提供するというのは、先ほどおっしゃった統計情報を提供するという意味であって、ここにある情報を提供するという意味ではないということですか。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 そうすると元に戻って、誰も使わない暗号化された個人識別情報というのがなぜか流れているということになるのですか。

暗号化された個人識別情報は誰も使わないのですよね。

【菅野課長】 そうですね。我々の答えがよくなかったと思うのですが、今回諮問した内容として使われることはありませんが、あくまで統計として集まったものが、国レベル、あるいは都道府県レベルで使われることは、KDBのシステムから出ていくことはあります。

【〇〇委員】 ありますか。

【〇〇委員】 あると思いますよ、間違いなく。

【〇〇委員】 多分あるのですよね。

【菅野課長】 はい。

【菅野課長】 すみません、個人の情報をそこに出すのかという意味ではありません。

【〇〇委員】 私もそう聞いているのですが、それはいいのですよね。

【菅野課長】 はい、それはいいです。

【〇〇委員】 ではなくて、統計情報は国に渡すことがある。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 このシステムの中では、誰も使う予定のない暗号化された個人識別情報をなぜか添付して国保中央会に送っているわけですよね。そうではないのですか。

「個人識別情報は暗号化したままデータ処理」と資料2の国保中央会の枠に書いてありますよね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 これは要するに国保連合会に、そういうものが送られているということですよね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 何のために送っているのかということを質問しているのです。

【市川課長】 全国の国保連合会から集められたデータを、国保中央会で統計処理するために使われているのだと思います。

【〇〇委員】 暗号化された個人識別情報が必要なのですか。

【菅野課長】 はい、先ほど説明しました一人ひとりの経過の全てをたどるためです。

【〇〇委員】 番号を使ってですか。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 最初に聞いたように、別の番号を付けて突合するということを伺ったから、個人識別情報を暗号化したものは、不要ではないかと思って聞いているのですけど。

私が聞いたことに誤解があって、番号を付けるということではなくて、暗号化された個人識別情報を識別子として突合しているということですか。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 それ大丈夫ですかね。途中で住所が変わったり何かがあったりしたら、暗号化することで、全然違ったことになりますよね。突合できないのではないのですか。

どうも処理の仕組みが、全体にぴりっと分からないのですが。

【菅野課長】 名寄せをするというときに、うまく突合しないのではないかということでしょうか。

【〇〇委員】 そういう可能性がありますよね。個人識別情報は、全ての介護のデータにいろいろ入っていますが、住所が変わるとか、識別情報自体変わっているケースだってあり得るのかなと思っただけなのですが、そういうことはないのですか。

【菅野課長】 はい、KDBということでお話しておりますが、ふだんお医者さんにかかったりしたときの情報が、国保連合会に行っておりまして、本来は、病院にかかったときに診療報酬を払うために委託しているものです。

【〇〇委員】 はい。

【菅野課長】 もともと、今おっしゃったような住所異動ですとか、資格が変わったといった管理をするための団体ですので、紐づけについて相違するということが、国保連合会の中で整理される、むしろ、それをやるため、そういう整理をするための団体でございます。

【〇〇委員】 分かりました。では、個人識別情報を暗号化したものもデータ処理と言われている、この個人識別情報とは、具体的に何が書かれているのですか。

【菅野課長】 識別情報自体は、番号だけです。識別情報と一緒に流れてく情報は、もとの診療の情報とかになります。

【〇〇委員】 それはそうですよね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 識別情報はもともと国保連合会で付けた番号と言っていい。そういうことなのですね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 もともと、それ以外の情報は個人識別情報には付いてない。そういう意味ですか。

【菅野課長】 そうです。あくまでも、個人識別情報に全部のデータが付いているわけではありません。

【〇〇委員】 いや、個人情報はいろいろなものがあるじゃないですか。だから、国保連合会が、個別に付けた番号にさらに暗号化されて送られている。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 無意味なことをやっているように私は見えますけども、一対一に対応しているのでしょうか。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 もともと、番号は知らないのでしょうか。暗号化している人は、どういう意味があってやっているのか、全く理解できません。

【菅野課長】 それは、私どもが国保連合会に出すときには暗号化されてないと先ほど申しましたが。

【〇〇委員】 もちろんそうですね、国保連合会が行っているのですから。

【菅野課長】 これは委託関係の中で、実際そのように業務を扱ってくださいますということなのですが、市は国保中央会には業務委託をしておりません。ですから、個人情報を直接国保中央会に流すことはできませんで、国においてですけれども、国の仕組みとして、個人識別情報を暗号化したもの送って集めて、個人が分からない状態で処理をします。

データを戻したときには、個人の情報が分かるように戻すことができる状況で処理することができます。

【〇〇委員】 何となく事情は分かりましたけれども、おっしゃっているのは、国保連合会で個人に固有の番号を付けます。なぜか国保中央会に送るときには、それをさらに暗号化して送っていますよと。

それで、多分一対一に対応していて、どちらにしても意味のない数字で、それを見たからといって何も分からないですよ。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 なぜか暗号化する処理をしているということですね。暗号化というのは、どういう意味があるのか、私は全く理解できません。

【菅野課長】 それで国保中央会には個人の名前を出すことはないです。

【〇〇委員】 もともと名前がないのですよね、番号ですよね。国保連合会が付けた番号だけを送っているのですよね。しかもそれは、暗号化していると言われているのですよね。

【菅野課長】 そうです、番号を暗号化しています。

【〇〇委員】 番号。もともとその番号は意味のない番号だし、内部の番号だから暗号化しても、個人と一対一で対応している番号ですから、私には意味が分かりません。しかし、そのように国が処理していることは分かりました。

さらに、八王子市が暗号化しているわけじゃないことも大体分かりました。

【〇〇委員】 すみません、確認ですけれども、国保中央会、国の認識としては個人データを送っていないという認識なのですよね。

【菅野課長】 そうですね。

【〇〇委員】 そういう認識ですよね。

【菅野課長】 はい、国保連合会は、個人が特定できる情報を番号、氏名、住所を暗号化して中央会に送信しています。

【〇〇委員】 氏名もと言いましたか。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 先ほど、番号だけを送っていると言いませんでしたか。

【菅野課長】 番号だけです。番号の説明の仕方が悪いのですが、健康保険証の番号と氏名、住所を暗号化したものを、番号と言ってしまったのですが、暗号化した数字の羅列を国保中央会に送信しております。

また、その暗号化した数字の羅列が、国保連合会に戻ってきたときには、それを元の状態に戻すことが国保連合会ではできるということです。

【〇〇委員】 基本的に通常のやり方だと、暗号化を解除は絶対できないという前提で処理されているということですかね。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 そうですよね。

【菅野課長】 そうです。

【〇〇委員】 私は余り納得していないですけど。

【橋本会長】 今回の案件についてですか。

【〇〇委員】 すごく関係があると思いますが、市から送られる介護情報は、個人の名前等全部が付いているわけです。そこで、国保中央会が本来必要な情報は、この人とこの人が

同じだということが分かればいいのであって、わざわざ個人の氏名とか住所を暗号化したとしても、そんなデータを送る必要はなくて、別の番号を割り振って、その番号で、この人とこの人が同じだと分かりさえすれば、国保連合会はいいと思うのですが。

【〇〇委員】 要するに、突合処理はいらないのではないかということですね。

【〇〇委員】 はい。突合処理をするのに、個人識別情報を暗号化したものでやる必要はないと言っているのですよ。

【〇〇委員】 はい、恐らく必要ないですよ。突合処理自体にはいらない。

【〇〇委員】 異なる番号を付ければいいのだから、どちらにせよ管理しているのですから。だから、すごく無用に個人識別情報を暗号化して送っているように見えるので、とっても納得がいけないというのが私の印象です。しかし、これは八王子市が処理をしているのではないということは分かりました。

【〇〇委員】 先ほどの話に戻るのですが、そうすると、そのデータが国保連合会に戻ってきて暗号化が解除される。それで事業者の市としては、どうして個人の紐づけが必要なのですか。繰り返しの質問になって申しわけないのですけれども。

恐らく、全国的にそうなのでしょうけれども、先ほどのお話ですと、個人の紐づけが、なぜ、どうして、どういう意味で必要なのですか。

【市川課長】 介護データとの紐づけですか。

【〇〇委員】 はい、戻ってきたこのデータですよ。要するに、個人に対する指導では使わないというお話でしたので、なぜ紐づけが必要なのかということです。

恐らく、国の指導で行っていることなので、むしろ結論から言うと、なぜ、今までこのデータ共有をしてなかったのだろうといった感覚なのですけれども、ただ、その使い方を聞いていると、個人の紐づけは本当に必要なのかなと、少し疑問なのです。そこだけ少しでも市で分かったら教えていただきたいのですけど。

【菅野課長】 私どもでは、介護事業に使うのではなく、いわゆるメタボ健診という特定健診で引っかかった場合に行う特定保健指導というもので活用します。40歳から74歳までを対象として健康診断を行っておりまして、健康診断の結果により、こういう生活習慣に改善した方がいいですよというふうに使いますので、介護データは確かに統計的に使って、中には本人も混ざっているとは思いますが、我々が使うデータとしては、健康診断の結果の傾向を、こういう経過をたどったらこういう介護になった方がいたので、このような生活習慣で過ごされた方がいいですよというような指導に使います。

【〇〇委員】 正直あまり納得はできない。

【〇〇委員】 指導はされるわけですね。

【菅野課長】 はい。

【〇〇委員】 その個人に対して。

【菅野課長】 左様でございます。

【〇〇委員】 特定健診より、こちらは医療保険部が、特定の個人のアプローチで使うのですが、データを逆に介護に戻して、介護でもその介護が進まないように個人でアプローチするとかそういう可能性あるのですが、ここはフィードバックするとか、その辺は全然考えてないのですか。

【菅野課長】 はい。現段階で八王子市としての考えでは、そこにまでは至っておりません。おっしゃるような使い方をしている自治体が多くなってきていますので、国の方向性としては、そのような形でございます。

【〇〇委員】 もし、それも使うのであれば、すっきりするのですが。

【橋本会長】 ほかいかがでしょうか。

【〇〇委員】 今までの話とは違うのですが、個人情報を取り扱うのが介護保険課で、提供を受けるのが医療保険部だというお話なのですが、この場合、条文の読み方として、実施機関とは定義があるじゃないですか。

個人情報保護条例第12条の条文で、「実施機関は収集の目的の範囲を超えた」というふうになっているのですが、条例第2条第2項に実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会とかと書いてあるのですけれども、こういう場合、市役所内部で渡す場合ですが、条文としてはどう読んだらよろしいのですか。

【高山主査】 今回は、実施機関が目的外利用をするという考え方に基づいて審議をいただいています。

例えばですが、介護保険課が持っているデータを全く違う事業に基づいて、目的外で利用する場合についても、こちらの御審議をさせていただきます。

【〇〇委員】 いや、理屈の上では、別に異論はないのですが、単純に条文の読み方で、条文の第2条第2項は、実施機関が市長、教育委員会とかですね。行政庁と言っているのか、に当たるような、講学上あげているのだと思うのですが、そういった条文の読み方として、何て言うのですか、一部署ですね、それはどういうふうに解釈するのですか。

【高山主査】 私が、介護保険課を例としてあげてしてしまったのですが、実施機関とは

「市長が」という読み方をしていただければ結構でございます。

【〇〇委員】 そうすると、市長が市長にということですね。

【高山主査】 〇〇委員は、提供の考え方のお話をされているのですか。福祉部から医療保険部へ提供する。それについては同じ市長部局なので、提供の概念はございません。飽くまでも実施機関以外に、要は八王子市以外に提供するときについては、外部提供に該当します。市長部局内でデータのやり取りをすることは外部提供には該当しません。飽くまでも該当するとすれば目的外利用の範疇です。

【橋本会長】 実施機関内の内部利用なのでですね。

【〇〇委員】 そうしますと、確認ですけど、第12条の実施機関というものは、その内部的な機関も含むということですか。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 なるほど。私は、条文としてあんまりしっくりきませんね。

【橋本会長】 ですので、実施機関と広く捉えるので、実施機関内部での情報のやり取りというふうに捉えて、目的外利用というふうな形で今回諮問があったということだとは思いますがけれども。

【〇〇委員】 何となく条例第2条第2項で定義をしているので、何か何となく「ん？」という感じが少ししたんですけど。

【橋本会長】 狭く捉えると実施機関とは、別の実施機関との間の情報のやり取りというふうには、イメージとしてはありますけどね。

【〇〇委員】 分かりました。

【橋本会長】 はい、ほかはいかがでしょうか。

私が気になるのは、本人通知の省略を行う理由というところですが、「通知を要する対象者が多数となると見込まれ」という、もっともで、膨大なデータになるということはおっしゃるとおりで、個別に通知することは困難であるということ、これも本当にそのとおりだとは思いますが、条例に則して考えたときには、公益上必要であると認めたときとかですね、何かそういうようなもう少し積極的な理由というのが、必要なのかなと思ったのですが、つまり、現実的に無理だからというような御説明と思うのですが、それは少し工夫をされるような余地はありますか。

余りにもデータが多いので無理という話ですね。それが本人通知の省略を行う理由としてあげられているのですが、そういうことで認めてきた例は、これまでありましたか、あり

ましたよね。

【高山主査】 事務局から御説明させていただきます。

本人の通知の省略については、多くの諮問で、多数のためというような理由で諮問をかけさせていただいております。

ただ、その理由としては、実際多数なので、また、煩雑のためということは理由にならないと思います。省略をしても、その実務が公益上必要なものだということの解釈の中で、省略をさせていただいているという理解です。

【橋本会長】 その点が少し気になったというところがありますが。

【〇〇委員】 確かに公益上必要であることが明らかであるためでいいような気がするのですが、明かすことか言えいいのですかね。

【菅野課長】 はい。今回の検討の中では、おっしゃるような積極的な理由というものがあるのかなと確かにございまして、個人情報目的外利用というのは保健事業の実施に関して、地域や個人の健康状況の特徴とか問題とかを統計的に活用することで明確化して、これに応じた公益的かつ効果的な事業を実施し、それを評価することにも使います。

健康増進及び疾病の早期予防を図り、ひいては健康事業に資するものであるというような、以上のことから、本人に対する通知を省略しても特段の不利益は生じないという考え方も、医療保険部としてはあって、事務局と相談をしておりましたが、今回の調整の中では、このような形で諮問をさせていただきました。

【橋本会長】 はい。審議会としては、そのような理由だということで承知したということで進めていくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。諮問第137号につきましては、以上で審議を終えさせていただきたいと思います。

それでは実施機関の退室をお願いいたします。ありがとうございました。

[諮問第137号の実施機関退室]

【橋本会長】 それでは、案文を配布していただけますでしょうか。

事務局から答申文案の朗読をお願いできますでしょうか。

【高山主査】 はい、それでは記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の目的外利用については、保健事業における被保険者の健康の保持増進のために必要な事務の円滑な実施を図るものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、対象者への通知数が大量であり、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるので、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の提供を受ける医療保険部成人健診課及び同部保険年金課に対しては、次の条件を付する。

1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、提供された目的以外の使用及び外部提供を禁止すること。

2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今朗読していただいた案文を確定するということにしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、これで諮問第137号の審議を終了いたしまして、大分時間もたっておりますけれども、報告事項に移りたいと存じます。

まず報告事項が、平成28年の情報公開・個人情報保護制度の運用状況につきまして、これを議題といたします。

事務局から、御報告をお願いいたします。

**【高杉主事】** それでは報告事項ア、平成28年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、御報告いたします。

八王子市情報公開条例第28条及び八王子市個人情報保護条例第53条の規定に基づいて報告するものであります。

それでは報告資料アの1枚目を御覧ください。

平成28年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施及び運用の状況です。

表1ですが、平成28年度の請求件数の合計が194件、請求対象の公文書数の合計が1547件でした。請求に対する決定の内訳は、全部公開の決定が1159件、部分公開が356件、非公開の決定は個人情報等に該当することを理由にしたものが3件、不存在の理由が21件、請求後請求者から取り下げがあったものが8件、各決定に対する不服申立ては3件でした。

続いて表2ですが、平成28年度の請求件数の合計が開示請求で97件、請求対象の公文書数が459件でした。決定の内訳ですが、開示決定が365件、部分開示が48件、非開示の決定が、本人以外の情報等に該当することを理由にしたものが3件、不存在を理由にしたもの30件、

取り下げがあったものが8件、開示した結果、市が保有する個人情報に対し訂正を求める訂正請求が5件、各決定に対する不服申立ては4件でした。

次に、本日の報告事項エで詳細を御説明いたしますが、表3の個人情報を取り扱う事務の平成28年度の件数は、合計で1470件となりました。

以上が、両制度の実施及び運用の状況でございます。

これらの過去の運用状況が資料の2枚目以降でございます。

タイトルが、情報公開制度の運用状況及び個人情報保護制度の運用状況と書かれたものでございます。

こちらにつきましては、情報公開制度の過去3年間の年度別の請求件数は、例年どおり概ね200件前後を推移しております。

24年度以降、情報公開請求の件数は減少していましたが、28年度は前年度比で39件増加しました。増加の主な原因は、損害保険関係の請求や、契約業務関連の請求が増加したためと思われま

す。その次の、個人情報保護制度の運用状況については、3年間概ね100件前後を推移しております。

27年度は、住民票や印鑑登録、戸籍関係の開示請求が約60件ありましたが、28年度は約30件になったため、27年度、28年度を比較すると30件減少となっております。

なお、この運用状況は市が発行する広報紙、広報「はちおうじ」の来月の7月15日号に掲載し、広く市民の方にお知らせをする予定です。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。報告事項アにつきましてはいかがでしょうか。何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、報告事項のイに移りたいと思います。

報告事項イ、これにつきましては冒頭で御報告いたしました、非公開として行いたいと思

報告事項イの、「委託業務に係る個人情報の提供状況について」は、八王子市情報公開条例第8条第6号のイにより非公開

【橋本会長】 それでは、報告事項イはこれで終わらせていただきまして、報告事項のウ、答申の付記条件に対する実施機関の履行状況についての報告を、事務局からお願いいたします。

【西本主事】 報告事項のウ、答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について報告いたします。

実施機関が行う個人情報の外部提供、もしくはオンライン結合などの諮問につきまして、本審議会で御審議をいただいておりますが、これらの答申におきまして、本審議会から実施機関に対して条件が付記されたものがございます。

例えば外部提供、オンライン結合をする際、実施機関だけではなく提供先に対しましても、個人情報の適正管理、機密保持及び不要となった個人情報の廃棄などを、個人情報の適正な取扱いについての条件が付記されております。

これらの答申の中には、提供先に対し履行状況を適時報告させ、市の確認を受ける必要があるとされた付記条件がございます。

事務局では、毎年度該当の実施機関に対しまして照会を行い、結果について本審議会へ報告しております。

それでは、報告資料ウを御覧ください。付記条件に対する各実施機関の履行状況を把握し事務局でまとめたものでございます。

これまでの答申で条件が付記されたものは計19件ございます。平成28年度の履行状況につきましては、全ての案件におきまして、各実施機関が提供先との事務連絡を行う際、提供先に対しまして、適正な取扱いについて履行状況の確認を行い、適正な履行状況であった旨の報告を受けております。

また、実施機関はこの履行状況につきまして、提供先から報告書を受領しております。履行状況につきましては問題がないため、報告は以上といたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい、ありがとうございます。

何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。付記条件については、こういう形でフォローアップをさせていただいているということです。よろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、報告事項のエ、個人情報を取り扱う事務の届出についての報告、事務局からお願いいたします。

【西本主事】 それでは報告事項エ、個人情報を取り扱う事務の届出について報告いたします。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止する際には、市長に対する届出義務が規定されております。

本件は同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会へ報告するものです。

報告資料エを御覧ください。前回の審議会におきまして、報告内容に関する御意見をいただきましたので、実施機関が取り扱う個人情報の内容を一覧で見られる形に、報告資料の様式を変更いたしました。

前回の審議会以降、実施機関からは、開始の届出が5件、廃止の届出が4件ございました。

各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりです。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 教えていただけますか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 廃止は何の疑問もないのですが、開始で、地域地球温暖化防止活動推進センター事業というのがあって、その事業の申込者の情報を集めるという仕組みになっていると思うのですが、簡単でいいですから、どういう事業なのですか。この事業に参加する人は、一体どういう方なのでしょう。

【西本主事】 資料の個人情報を取り扱う事務の名称で、地域地球温暖化防止活動推進センター事業とありますが、こちらのセンターで運営している事業ですが、資料の1番の廃止となっている温暖化防止センターが行っていた事業などが、引き続き、地球温暖化防止活動推進センターでも行われています。具体例といたしましては、資料の2番のみどりのカーテンコンテストといったものですか、7番の八王子市エコアクションポイント制度、こういった事業を地域地球温暖化防止活動推進センターで行っておりますので、これらの事業に対

する申込者ということになります。

【〇〇委員】 事業の内容は、あまり変わっていないような印象ですけど、資料の3番だと、口座番号とか居住状況とか、家庭状況とか。何かいろいろ取っていますよね。

口座番号を取るようになったのは、今回お金を払うようになったとか、そういう事情なのですかね。

【西本主事】 はい、活動推進員ですとか、協議会の委員ですとか、そういった方の個人情報として取扱います。

【〇〇委員】 従来の活動の幅が広がっているということなのですか。

【西本主事】 そうですね。

【〇〇委員】 従来からやっているものの延長で、名前が変わって、少し制度を拡充したと、こういう理解でよろしいでしょうか。

【西本主事】 はい。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。

【橋本会長】 この概要を御覧いただきましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは報告事項、これで終えたいと思います。

その他でございますが、事務局からお願いいたします。

【高山主査】 はい、その他に関しまして2件ほどお話をさせていただきます。

前回の審議会におきまして、クラウドサービスに関しまして御意見をいただきました。本市のクラウドサービスの利用状況について御報告をいたします。

お配りをしております八王子市クラウド利用セキュリティガイドラインの冊子を御覧ください。

本市情報システムの管理運用を所掌しております行財政改革部情報管理課が作成したものになります。

資料3ページを御覧いただきまして、中ほど、1、クラウドサービスの定義がございます。

クラウドサービスとは、データやソフトウェア、ハードウェア等をネットワーク経由でサービスをして利用者に提供されるものと定義しております。

2、クラウドサービスのメリットですが、利用者が手元のコンピュータでデータやソフトウェアを利用していたものを、クラウドサービスを利用することで、機材の購入やシステムの構築、管理などの手間や時間を削減し、業務の効率化やコストダウンを図れるものとして

おります。

また一方、リスクといたしましては、サービス提供事業者にセキュリティ対策を委ねることになるため、サービス提供事業者のファイアウォール設定、不正アクセス監視などのセキュリティ対策の信頼性のリスク、サービス提供事業者が情報を漏洩するリスク、契約終了後のデータの廃棄に関するリスクなどをあげております。

ページをおめくりいただきまして5ページの、クラウドの種類ですが、(3)から無料、有料のクラウドサービス、法人専用クラウドサービス、公的クラウドサービスなどがあります。

またページをおめくりいただきまして、6ページのセキュリティ対策といたしまして、機密性2以上の情報資産の無料クラウドサービス利用禁止では、無料のクラウドサービスを利用する場合、機密性2以上の情報資産を保存することを禁止しております。

機密性2とは、八王子市情報公開条例第8条に規定しております、法人情報、安全・秩序維持、審議・検討等、行政運営及び任意提供が該当いたします。

また、機密性2以上には、機密性3が含まれまして、機密性3が情報公開条例第8条に規定する法令情報及び個人情報に該当するものになります。

次ページ、7ページの5、法人専用クラウドサービスの利用条件でございますが、機密性2以上の情報資産をクラウドサービスで取り扱う場合は、法人専用クラウドサービスを利用することとしております。

さらに6、機密性3の情報を取り扱う場合に使用する回線ですが、機密性3、法令情報及び個人情報ですが、その情報を取り扱う場合、回線は安全な通信ができるものとしており、専用線やL GWANなど閉鎖されたネットワークに制限しております。

雑駁ではございますが、本市のクラウド利用におけるセキュリティについては、このガイドラインに基づき運用をしているのが現状でございます。

また本市がクラウド上において、個人情報を取り扱っているシステムは3件ございまして、希望する市民の方へ防災情報などを配信する「メール配信サービス」、職員向けのメンタルヘルスを管理する「職業性ストレス簡易調査システム」、また、本市は多くの大学を市内に有してございまして、その特色を活かした八王子学園都市大学いちょう塾というものがございます。

これは、大学の先生が講師となり講座を開いているものになりますが、この講座の受講の登録などを行う「学園都市大学管理システム」の3システムでございます。

続いて、本市の個人情報保護条例との関係でございますが、クラウドサービスによる個人情報の取扱いで、条例に規定する審議が必要となる事項に該当するであろうという規定といたしましては、オンライン結合による制限、外部提供による制限が考えられます。

オンライン結合につきましては、条例第13条に規定がございまして、同条では個人情報を取り扱う場合、オンライン結合は相手方の必要性により、実施機関が保有する個人情報に、随時アクセスすることを可能とする状態を規定しておりまして、クラウドサービスを利用する場合、本市の実施機関のみがアクセスすることを想定しておりますため、条例第13条には該当しないものと考えております。

また条例第12条は、個人情報の外部への提供を原則禁止としておりますが、市が委託する個人情報の取扱いについては、外部提供とはしておりません。

条例第11条の委託等に伴う措置の規定に基づき、個人情報の保護に関して必要な措置を講じております。よって、先ほど御説明いたしましたガイドラインには、機密性2以上の情報資産をクラウドサービスで取り扱う場合には、法人専用クラウドサービスを利用するとしておりますため、必ず契約に基づくサービスの利用となります。

これによって、外部提供にも該当しないと考えております。

このようなことから、現状におきまして、クラウドサービスにつきましては、審議会への諮問が必要になるケースはございませんでした。しかしながら、今後、クラウド利用セキュリティガイドラインの見直しや、ガイドラインに沿うものではない特殊なケースが生じた場合につきましては、審議会への諮問、御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

クラウド利用については以上になります。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

**【高山主査】** ではもう一点、前回の審議会におきましてお話をさせていただきましたが、非識別加工情報と言われるもの、ビッグデータの利活用の一環の事業でございますが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の一部改正によりまして、非識別加工情報について、前回の審議会で報告をさせていただきました。

非識別加工情報とは、特定の個人を識別ができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報でありまして、当該個人情報を復元することができないようにしたものと規定されました。

行政が保有する個人情報を非識別加工情報とし、民間事業者の提案により、非識別加工情

報を提供していく仕組みなのですが、先月5月30日に法の一部改正が一部施行され、国におきましては、今後、非識別加工情報を民間事業者へ一定の基準のもとで提供をしていくこととなります。

本市の非識別加工情報の仕組みの導入でございますが、前回の審議会におきまして、早ければ、本年の9月議会で条例改正を行い、対応する可能性があるという報告をいたしました。非識別加工情報の仕組みにつきましては、法は施行されてはおりますが、実際の運用については、実績がなく、もう少し国の動向を見極め、慎重に対応していくべきといたしましたため、審議会に対しまして、すぐに何かをお願いするというものではなくなりました。

なお、先週の14日、火曜日に総務省におきまして、地方自治体向けの「個人情報保護条例の見直し等に関するブロック説明会」が技術的助言の一環として行われました。

これは埼玉、千葉、東京、神奈川の都県及び区市町村の職員が参加し、現状について説明を受けましたが、国は地方自治体の条例整備を推進しつつ、現在、国が課題として洗い出した点について、並行して検討を進めていくという説明でございました。

説明を聞いた実感といたしましては、今まで各自治体に発出されてきた通知等について、詳しく説明が行われた程度でありまして、地方自治体にとって、非識別加工情報の仕組みの導入に拍車がかかるような新しい情報はなかったと感じております。

また、出席した他自治体の職員からは、様々な情報をもっと発信してほしいといった意見が多く、国の担当者からも、できる限り対応したいとの回答がございましたので、今後、注視が必要になると考えております。

また、参考に、説明会からの情報ではございますが、現在、非識別加工情報の仕組みを導入する条例改正を行った地方自治体は、全国で1団体でございまして、説明会に出席した都県及び区市町村で、仕組みの導入を図るための条例改正を、現段階で予定している自治体はありませんでした。

そのため、本市が遅れているというわけではございませんので、各市との情報共有を進めながら、今後、非識別加工情報の導入については、進めてまいりたいと思っております。

報告は以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、それでは次回の日程についてでございますが。

**【高山主査】** 次回の審議会について、日程の調整をお願いいたします。

今回の審議会につきましては、日程をあらかじめ御調整いただいたこともありまして、多

くの委員の皆様にご出席いただきました。ありがとうございます。

事前に日程をお決めいただいたことで、一定の効果があったと考え、次回の日程につきましても、この場で調整させていただくことを、橋本会長から御承諾をいただいております。

では、日程をお知らせいたします。

今回は、12月15日金曜日、10時からを予定させていただいております。年の瀬のお忙しい時期ではございますが、御審議をお願いしたい案件が予定されております。

また、近くなりましたら、お知らせをいたしますが、12月15日10時から御予定を確保していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

【〇〇委員】 日程のことでお願いがあるのですが、確かに先で空いていればいいのですが、半年先の日程が入っているので、逆に言えば、これだけ人数がいらっしゃる時に、審議会の中で一番多い候補日も含めて御検討いただいた方がいいのかなと思います。

【橋本会長】 分かりました。それでは次々回の日程につきましては、そんなことも含めまして調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【橋本会長】 次々回です。はい。今回は12月15日でございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして121回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。

長い間、どうもありがとうございます。お疲れ様でした。

第121回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、事実と相違ないことを認めます。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会

土 門 洋 介